

加盟団体 各位

次期理事・執行役員候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

2025年は、当連盟の理事・執行役員改選の年です。

つきましては、当連盟の定款、および役員を選定に関する規程に基づき、下記の要領により、次期理事候補者および執行役員候補者の推薦をお願いいたします。

敬具

記

次期理事候補者の推薦について

1. 理事について

定款細則第6条 理事は、総会において次の各号に掲げるもののうちから、9人以上20人以内を選任する。

- (1) 加盟団体の推薦を受けた者。
- (2) 理事会で推挙し、総会の決議によって選任された者。
- (3) 会長及び代表理事より推挙された学識経験者で、総会の決議によって選任された者。

○次の会員は、理事候補者になれません。

- ① 会費を納入していない者。
(前年度までの会費を納付していないと資格がありません)
- ② 定款細則第17条の規定に該当する者。
(役員の定年) 役員(理事役員)は、満70歳の誕生日をもって定年とする。

2. 執行役員について

定款細則(執行役員)第8条 抜粋

- 2 執行役員は20名以内の範囲で選任する。
- 3 執行役員の選任解任は理事会において決議する。
- 5 執行役員は次の職務を行う。
業務執行理事の承認を得て、業務の円滑な執行を行う。

○次の会員は、執行役員候補者になれません。

- 会費を納入していない者。
(前年度までの会費を納付していないと資格がありません)
【注：執行役員は、理事会により選出されます。】

3. 選考の考え

論功行賞ではなく、実際に業務に従事できること。
女性候補者積極的に選任する。(ガバナンスコード 理事の女性率40%)。

4. その他

- ① 2025年6月役員改選 (2025・2026年度役員) について
定数 理事 20名 以内 執行役員 20名 以内
- ② 女性役員比率40%以上を目指し、選出する。

2024年11月5日
公益社団法人全日本アーチェリー連盟
代表理事 田中 伸周